（別紙）

発電用風力設備の技術基準の解釈についての一部を改正する規程案　新旧対照表

○発電用風力設備の技術基準の解釈について（２０１４０３２８商局第１号）

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
【風車の構造】 （省令第４条） 第３条　（略） 第４条　省令第４条第二号に規定する「風圧」とは、発電用風力設備を設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件（極値風及び三方向（主方向、横方向、上方向）の乱流を含む。）による風圧が考慮されたものであって、次に掲げるものを含むものをいう。 一・二　（略） ２　（略）	【風車の構造】 （省令第４条） 第３条　（略） 第４条　省令第４条第二号に規定する「風圧」とは、発電用風力設備を設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件（極値風及び乱流を含む。）による風圧が考慮されたものであって、次に掲げるものを含むものをいう。 一・二　（略） ２　（略）
【風車の安全な状態の確保】 （省令第５条） 第５条　省令第５条第１項に規定する「安全かつ自動的に停止するような措置」及び同条第２項に規定する「安全な状態を確保するような措置」とは、次の各号に掲げる措置を含むものをいう。 一　単一故障（従属要因による多重故障を含む。）が発生した場合においても、風車を制御可能な状態が確保できるような措置 二　常用電源が停電した場合においても、非常用電源の保持等により、風車を制御可能な状態が確保できるような措置 三　調速装置及び非常調速装置が繰り返し作動した場合においても、耐久性を有する適切な材料を調速装置及び非常調速装置に使用することにより、風車を制御可能な状態が確保できるような措置 ２～７　（略）	【風車の安全な状態の確保】 （省令第５条） 第５条　省令第５条第１項に規定する「安全かつ自動的に停止するような措置」及び同条第２項に規定する「安全な状態を確保するような措置」とは、常用電源の停電時においても、非常用電源の保持等により、風車を制御可能な状態が確保できるような措置を含むものをいう。 ２～７　（略）